

議会運営委員会記録

招集(開催)年月日	令和2年11月30日(月)	
招集(開催)場所	岩美町役場 全員協議会室	
出席委員	田中委員長、杉村副委員長、寺垣委員、橋本委員 足立議長、柳副議長	
欠席委員	なし	
職務出席者	村島総務課長、中島総務課長補佐、植田総務課主事	
開会	10時18分	
記録者	議会事務局 中島書記	
審査事項	別紙日程表のとおり	
審査の経過		
日程	発言者	内容
開会	田中委員長	開会する。 *起立、礼 議長、あいさつ願う。
あいさつ	足立議長	進めていただきたい。
審査事項(1)	田中委員長	審査事項(1)町議会議員選挙及び町長選挙における公営選挙の拡大について説明願う。
	村島総務課長	*資料にて説明 選挙運動用のポスターだけが、法の上限額では大幅に実際の価格と差があるので、このように定めてはどうかということだ。
	田中委員長	説明が終わった。質疑等を伺う。
	橋本委員	ポスターだが印刷費の1枚あたりの単価で示されているが、印刷とデザインを分けた場合にデザインに関する部分は含まれるのか。
	村島総務課長	国の加算額310,500円が企画費とかデザイン料ということで考えられている。全部一緒に含めた額だ。
	橋本委員	デザインと印刷は別々の業者でも構わないということか。
	村島総務課長	そういうことになる。
	寺垣委員	写真屋で写真を撮ってもらうのも対象か。
	村島総務課長	対象となる。
	橋本委員	代金は業者と候補者のどちらに支払われるのか。
	村島総務課長	業者の方に町から直接振り込む。
	寺垣委員	供託金はいつ支払って、いつ頃返ってくるのか。
	田中委員長	経験から言うと早くても1か月くらいだ。
	寺垣委員	選挙が終わって1か月ぐらいか。
	足立議長	まあ、今調べているので・・・。
	村島総務課長	ちょっと時間をいただきたい。
	田中委員長	法務局に供託して、立候補の届け出の時に供託証書が必要

		だ。
	寺垣委員	単純にこれからは事前に15万円持っていないと立候補できないということか。
	村島総務課長	そういうことだ。
	田中委員長	事前に。
	寺垣委員	まあ分かった。
	橋本委員	思いつきで当日の立候補というのはなかなか難しくないか。
	足立議長	前はあった。
	村島総務課長	「供託をする場合は、その他の金銭、供託書に必要事項を記載し供託所において供託手続きを行う必要がある。国債証券または振替国債でもよい。選挙供託は、選挙の区別等に関係なく執行時間中なら、全国どこの供託所でも供託することができる。」となっている。説明になったかどうか分からないが、
	足立議長	この場できちんとした説明は無理だと思うので、全議員に説明するときはきちんと説明して。こんなことにならないよう。もっと分かりやすく説明してほしい。今ではよく分からぬ。
	田中委員長	他には。
	杉村委員	供託金の没収点を具体的に、前回の選挙の場合を踏まえて全協の時にでも説明いただきたい。
	村島総務課長	有権者数が約9千人、投票率が50%前後くらいで、分かりやすく有効投票数4,500人とすると38票ぐらいかと。
	杉村委員	レンタカーを借りた場合に、業者に直接振込みになるのか。燃料代はどうなるのか。運転手については候補者が先に支払って、領収書をつけて後で請求するのか。車の期間は5日間だが、何日か前に車を借りて警察に確認してもらう。実際に候補者が借りるのは5日間を超える期間だ。対象日数5日間と規定されている理由を聞きたい。また、車に工作物をのせる時の確認は本当に必要なのか。
	村島総務課長	直接こちらから支払先には全部支払う。事前に契約として、こちらに届け出ていただいた業者に支払う。
	足立議長	そのように掛け売りができるスタンドでしろということだな。
	村島総務課長	実質は5日以上ということだが、規定にもとづいて候補者の届出のあった日から選挙期日の前日までの間が対象でそれ以外は公営の対象にはならない。車に工作物をのせる確認については調べさせていただきたい。
	杉村委員	期間の5日だが法律で決まっているから上限の日数ということでよいか。また、運転手についても、直接個人の口座に振込むということでよいか。
	村島総務課長	よい。

	田中委員長	ピラの費用の単価は税込みか。
	村島総務課長	すべて税込みだ。
	田中委員長	疑問が出る可能性がある言い回しが、運転手の雇用の箇所の「同一日において1人に限る。」とあるが正確には「1人分に限る。」だな。仮に事情があって2人で運転しても1人分しか出さないということだな。
	村島総務課長	交代で運転を代わるということか。
	田中委員長	そうだ。
	村島総務課長	1人分しか出さない。
	橋本委員	無投票の場合の記載がないので、全協の時の説明には付け加えてほしい。今も教えてほしい。
	田中委員長	無投票の場合はどうなるかということか。
	橋本委員	1日は走らせないといけないし、レンタル料とか運転手代がどうなるのかということだ。
	村島総務課長	選挙期間ということになるので届出の1日だけになると思う。
	橋本委員	ガソリンは前もって入れるがどうか。
	村島総務課長	届出の日から5日の間に入れた部分が対象だ。
	杉村委員	レンタカーは満タン貸しで満タン返しだが、もともと少ない場合でも、上限はあるがとにかくその期間に入れればOKということになるのか。
	田中委員長	経験的に言ってそうだ。そうするしかない。
	足立議長	多くても少なくともその金額だけが出るということか。
	村島総務課長	いや違う。実費だ。実際に使った金額で支払うので、たくさん使ってもこの上限額までしか支払いはしない。
	橋本委員	走り始めが空だろうが満タンだろうがその期間に入れれば対象となるということか。
	村島総務課長	こちらはその日に何を入れたかの確認しかできない。
	田中委員長	他の人と格差があれば説明をしないといけないが。とにかく初めてのことだから分からぬということにならないように。
	足立議長	その通りだ。全協にはきちんと調べてあがってくるように。
	田中委員長	レンタカー方式とはレンタカー屋さんから借りるだけでなく、個人から借りてもレンタカー方式だ。
	杉村委員	私的なことだが、前回息子から車を無償で借りた。息子から有償で車を借りた場合はどうか。
	村島総務課長	同一親族の場合は規定があり、対象にならないケースもあるので、またそのあたりも後日説明させていただく。
	足立議長	この場ではよく分からぬのだろう。分からぬことは分からないので次回にさせてほしいという発言にして。適當な話はいけない。

	田中委員長	この運びについて議会事務局長説明願う。
	鈴木議会事務局長	この件については、全協で執行部から説明がある予定だ。本日すでに全協の資料を配っているが、この議運が終わってから資料を出したいということで、配布した資料にはこの案件は含まれていない。12/3 の全協の報告事項のその他にこの案件を追加させていただき、当日資料を配付させていただきたいのでご了承願う。
	田中委員長	本日の質問を含めて想定される質問があると思うので、全協の際にはなるべく疑問が生じないように説明願う。その上で質問を受けるようにしていただきたい。 以上でこの件は終了する。
その他	田中委員長	その他あるか。
	鈴木議会事務局長	ちょっと相談させていただきたい。 議会活動の在り方検討特別委員会で来年12月に発行の議会だよりが150号となるにあたり、議会だより101号から150号までの特別保存版を発行するかどうかということを相談させてもらった。議友会の先輩の意見も聞いてみようということで、先日澤会長の意見を伺ったところ、これまでと同様にあった方がいいのではないかというご意見をいただいた。どこで決定すればいいのか分からぬが、発行するかしないか議会の意思として決定していただけたらということだ。
	田中委員長	議運の意見を伺って、全協で報告する。
	寺垣委員	費用は前回どれくらいかかったのか。
	鈴木議会事務局	前回51号から100号までを12年ほど前に発行し、1冊2,600円で50部発行した。公共の施設には公費で置かせてもらい、個人での所有の際は購入していただいている。今回、また金額の見積もりを業者にお願いする。前回より少し高くなる可能性がある。
	足立議長	議会だより特別委員会が中心となって、しないといけないのではないか。
	田中委員長	どのようなものにするかは、出すか出さないかを決めてからでいいのではないか。どのようなものを出すかは議会だより特別委員会で議論してもらえばいいと思う。よろしいか。出すか出さないかについてはどうか。
	橋本委員	出すことには賛成だ。50部は最低冊数と考えてよいか。
	鈴木議会事務局長	一応101号から現在のものについて、現物を50部は保存しているつもりだったが、確認したところ、号によっては50部ないものもあった。それについては、あるものを複写して業者にお願いして製本していくことになる。
	足立議長	O B会の意思を聞いて、お願いしたいという意見が出たのに従わざるを得ないのでないのではないか。

	杉村委員	発行までしなくてもいいのではないかという意見だが、皆がされた方がいいというのであればすればいいと思う。
	鈴木議会事務局長	もう少し補足説明をさせていただく。議友会の会長に伺つたが、それが議友会全体の意思かどうかは確認していない。議友会の方の意見として会長に聞いたところだ。
	柳副議長	前回議長も議友会に相談することを全議員に了解をとっているところだ。議友会全体の意思ではないと言ったが、会長の意見を無にすることはできない。
	足立議長	撤回して。
	鈴木議会事務局長	申し訳ない。失礼した。
	柳副議長	ここで発行するということを確認しよう。
	田中委員長	O Bの方々にとっても歴史なので、発行するという方向でいきたいがよいか。
	皆	よい。
	足立議長	この予算について執行部に了解を得る努力はする。
	田中委員長	前回は個人で購入していただいていたが、事務的な処理はどうなるのか。
	鈴木議会事務局長	発行については、予算を計上して支出する。購入代金については、雑入で町の収入として計上する。
	杉村委員	中身については議会だより特別委員会だが、議会だより101号から150号が発行され、その間には平成30年3月1日発行の号外もあり、町民に全部配布されている。しかし町のホームページでは、町民に説明のないまま号外は削除されていた。号外は、議会運営委員会で当時発行することが決定され、町民に配られているので当然それも加えるべきだ。さらにホームページで削除された理由もそこに入れないと、議運としての対面は保たれないと思う。そのことをよろしく願う。
	田中委員長	取扱いについては、今提議があったので後で議論したいと思う。
	足立議長	了解した。
	田中委員長	4. その他はあるか。
	杉村委員	議会運営委員会での決定がないがしろにされている議会の公開に関するような民主主義の根幹にかかわるようなことは、速やかに議論をすべきではないかと思っている。なぜ、本日の議会運営委員会の調査事項に入れないのか。委員長の見解を伺う。
	田中委員長	議会の公開等については、議会活動の在り方検討特別委員会でやっていこうと考えている。今は議案審議の進め方でしており、議会の公開の問題も課題になってくる。併せて審議をしていくという考え方なので、今日の議会運営委員会には入っていない。

	杉村委員	議会活動の在り方検討特別委員会は23回論議しているが、一般質問、議会運営等については全く議論なし、日当、費用弁償等については途中やめだし、町民に示せる協議結果は出来てない。議会の公開について実績のない特別委員会に負わせてどうするのか。議会運営委員会が決めたことについてないがしろにされていると言ったのに、なぜこの議会運営委員会でしないのか。早急にすべきであると申し上げる。
	田中委員長	意見として伺う。 その他あるか。
		なし。
閉会	田中委員長	以上で議会運営委員会を閉会する。 *起立、礼 11時07分 閉会

前記のとおり会議の次第を記録し
これを証するため、ここに署名する

議会運営委員長

田中克美